

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年2月9日(2017.2.9)

【公開番号】特開2015-157153(P2015-157153A)

【公開日】平成27年9月3日(2015.9.3)

【年通号数】公開・登録公報2015-055

【出願番号】特願2015-115519(P2015-115519)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F	7/02	3 1 7
A 6 3 F	7/02	3 1 5 A
A 6 3 F	7/02	3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成28年12月27日(2016.12.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球が流下する遊技領域に設けられ、遊技球が入賞可能な始動口と、

前記遊技領域に設けられ、遊技球が入賞可能な開放状態と入賞困難な閉鎖状態とに切り替え可能であると共に、通常は前記閉鎖状態に保持される大入賞口と、

前記始動口への遊技球の入賞に起因して発生する当否判定権を使用して大当たり当否判定を行い、その判定結果を報知する判定報知演出を行う判定演出手段と、

当りの前記判定報知演出の後に、前記大入賞口を前記開放状態にする大当たり遊技を実行する大当たり遊技実行手段とを備えた遊技機において、

第1の前記始動口と第2の前記始動口とを別個に設けて、前記第1の始動口への入賞による第1の前記当否判定権と前記第2の始動口への入賞による第2の前記当否判定権とを別個に発生させると共に、前記第1の当否判定権の前記判定報知演出と前記第2の当否判定権の前記判定報知演出とを別個に行い、

前記判定演出手段は、前記第1の当否判定権同士の間及び前記第2の当否判定権同士の間では、発生順に前記当否判定権を使用して前記判定報知演出を実行すると共に使用待ちの前記当否判定権を保留する一方、前記第1又は第2の一方の前記当否判定権の前記判定報知演出が実行中か否かとは無関係に他方の前記当否判定権の前記判定報知演出を実行するように構成され、

判定結果が当りとなる一方の前記当否判定権の前記判定報知演出の実行中に他方の前記当否判定権の判定報知演出を開始した場合に、他方の前記当否判定権の前記判定報知演出の判定結果を外れにする外れ制御手段を備え、

前記大当たり遊技実行手段は、一方の当否判定権の前記判定報知演出の実行中であっても他方の前記当否判定権の前記大当たり遊技を開始し、

前記判定演出手段は、一方の当否判定権の前記判定報知演出の実行中に他方の前記当否判定権の前記大当たり遊技が開始されたときには、その判定報知演出を前記大当たり遊技が開始される前と変わらず継続させたまま前記大当たり遊技と並行して実行するように構成されたことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記判定演出手段は、一方の当否判定権の前記判定報知演出の実行中に他方の前記当否判定権の前記大当たり遊技が開始されたときには、その判定報知演出と前記大当たり遊技が並行して実行された時間分だけ前記判定報知演出の終了を遅らせるように構成されたことを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記目的を達成するためになされた請求項1の発明に係る遊技機は、遊技球が流下する遊技領域に設けられ、遊技球が入賞可能な始動口と、遊技領域に設けられ、遊技球が入賞可能な開放状態と入賞困難な閉鎖状態とに切り替え可能であると共に、通常は閉鎖状態に保持される大入賞口と、始動口への遊技球の入賞に起因して発生する当否判定権を使用して大当たり当否判定を行い、その判定結果を報知する判定報知演出を行う判定演出手段と、当りの判定報知演出の後に、大入賞口を開放状態にする大当たり遊技を実行する大当たり遊技実行手段とを備えた遊技機において、第1の始動口と第2の始動口とを別個に設けて、第1の始動口への入賞による第1の当否判定権と第2の始動口への入賞による第2の当否判定権とを別個に発生させると共に、第1の当否判定権の判定報知演出と第2の当否判定権の判定報知演出とを別個に行い、判定演出手段は、第1の当否判定権同士の間及び第2の当否判定権同士の間では、発生順に当否判定権を使用して判定報知演出を実行すると共に使用待ちの当否判定権を保留する一方、第1又は第2の一方の当否判定権の判定報知演出が実行中か否かとは無関係に他方の当否判定権の判定報知演出を実行するように構成され、判定結果が当りとなる一方の当否判定権の判定報知演出の実行中に他方の当否判定権の判定報知演出を開始した場合に、他方の当否判定権の判定報知演出の判定結果を外れにする外れ制御手段を備え、大当たり遊技実行手段は、一方の当否判定権の判定報知演出の実行中であっても他方の当否判定権の大当たり遊技を開始し、判定演出手段は、一方の当否判定権の判定報知演出の実行中に他方の当否判定権の大当たり遊技が開始されたときには、その判定報知演出を大当たり遊技が開始される前と変わらず継続させたまま大当たり遊技と並行して実行するように構成されたところに特徴を有する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

請求項2の発明は、請求項1に記載の遊技機において、判定演出手段は、一方の当否判定権の判定報知演出の実行中に他方の当否判定権の大当たり遊技が開始されたときには、その判定報知演出と大当たり遊技が並行して実行された時間分だけ判定報知演出の終了を遅らせるように構成されたされたところに特徴を有する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正13】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正14】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0040

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0040】

<右側流下領域Rbの流下経路について>

右側流下領域Rbの上部には、その右側流下領域Rbを流下する遊技球の全てが通過する共通基幹経路50が設けられている。共通基幹経路50は、遊技球が1つだけ通過可能な幅をなして上下方向に延び、その共通基幹経路50の下端部に、第1基幹流下経路51

と第2基幹流下経路52とが二股状に連絡されている。第2基幹流下経路52は、第1基幹流下経路51との分岐部から遊技領域Rの外縁部に沿って下方に延びており、その下端部の排出口52Bが、始動ゲート30に向かって左斜め下方に開放している。また、第2基幹流下経路52は、遊技球をサイド始動口32Aに入賞させないように案内して、始動ゲート30や、その下流側に配置された特別始動口33A、第1及び第2のアタッカ一口34A、35Aに向かわせる。

【手続補正15】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0044

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0044】

図4に示すように、第1基幹流下経路51は、第2基幹流下経路52との分岐部から、第2基幹流下経路52よりも大きく左右に蛇行しながら下方に向かって延びてあり、遊技球が通過する通過時間が、第2基幹流下経路52よりも長くなるように構成されている。第1基幹流下経路51の下流側には、サイド始動口32A、特別始動口33A、始動ゲート30等が設けられている。

【手続補正16】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0061

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0061】

【表1】

第1の当否判定権	特典付き当り	✓入球あり	確変有り・時短有り状態
		✓入球なし	確変無し・時短有り状態
	特典無し当り	✓入球あり	確変有り・時短無し状態
		✓入球なし	確変無し・時短無し状態
第2の当否判定権	特典付き当り	✓入球あり	確変有り・時短有り状態
		✓入球なし	確変無し・時短有り状態

【手続補正17】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0285

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0285】

(4) 本発明にかかる判定報知演出及び大当たり当否判定の結果報知は、第1判定報知部15Gのような「画像」や第2判定報知部25のような「点灯」以外に、「音」で行ってもよい。

【上記実施形態及び上記他の実施形態の構成のまとめ】

上記実施形態及び上記他の実施形態には、以下の[1]～[6]の構成が含まれている。
。

[1]

遊技球が流下する遊技領域に設けられ、遊技球が入賞可能な始動口と、
前記遊技領域に設けられ、遊技球が入賞可能な開放状態と入賞困難な閉鎖状態とに切り替え可能であると共に、通常は前記閉鎖状態に保持される大入賞口と、
前記始動口への遊技球の入賞に起因して発生する当否判定権を使用して大当たり当否判定

を行い、その判定結果を報知する判定報知演出を行う判定演出手段と、

当りの前記判定報知演出の後に、前記大入賞口を前記開放状態にする大当たり遊技を実行する大当たり遊技実行手段とを備えた遊技機において、

第1の前記始動口と第2の前記始動口とを別個に設けて、前記第1の始動口への入賞による第1の前記当否判定権と前記第2の始動口への入賞による第2の前記当否判定権とを別個に発生させると共に、前記第1の当否判定権の前記判定報知演出と前記第2の当否判定権の前記判定報知演出とを別個に行い、

前記判定演出手段は、前記第1の当否判定権同士の間及び前記第2の当否判定権同士の間では、発生順に前記当否判定権を使用して前記判定報知演出を実行すると共に使用待ちの前記当否判定権を保留する一方、前記第1又は第2の一方の前記当否判定権の前記判定報知演出が実行中か否かとは無関係に他方の前記当否判定権の前記判定報知演出を実行するように構成され、

判定結果が当りとなる一方の前記当否判定権の前記判定報知演出の実行中に他方の前記当否判定権の判定報知演出を開始した場合に、他方の前記当否判定権の前記判定報知演出の判定結果を外れにする外れ制御手段を備えたことを特徴とする遊技機。

[1] の遊技機では、第1の始動口への入賞にて発生する第1の当否判定権と、第2の始動口への入賞にて発生する第2の当否判定権とを使用して、それぞれ大当たり当否判定が行われ、それら判定結果を報知する判定報知演出がそれぞれ行われる。その際、第1の当否判定権同士の間及び第2の当否判定権同士の間では発生順に当否判定権を使用して判定報知演出を実行し、使用待ちの当否判定権を保留する一方、第1又は第2の一方の当否判定権の判定報知演出が実行中か否かとは無関係に他方の当否判定権の判定報知演出を開始する。即ち、第1の当否判定権に基づく判定報知演出と、第2の当否判定権に基づく判定報知演出とを、並行して行うことが可能であるから、従来の遊技機において遊技者が抱いていた判定報知演出に対する不満を解消することが可能になる。ここで、第1の当否判定権に基づく判定報知演出と、第2の当否判定権に基づく判定報知演出とを並行して行うようにすると、第1の当否判定権に基づく大当たり遊技の実行期間と、第2の当否判定権に基づく大当たり遊技の実行期間とが重なって混乱を来す虞がある。これに対し、本構成によれば、判定結果が当りとなる一方の当否判定権の判定報知演出中に、他方の当否判定権の判定報知演出を開始した場合に限り、他方の当否判定権の判定報知演出の判定結果を外れにするので上記した混乱を回避することが可能になる。

[2]

前記大当たり遊技実行手段は、一方の当否判定権の前記判定報知演出の実行中であっても他方の前記当否判定権の前記大当たり遊技を開始し、

前記判定演出手段は、一方の当否判定権の前記判定報知演出の実行中に他方の前記当否判定権の前記大当たり遊技が開始されたときには、その判定報知演出を前記大当たり遊技と並行して実行しつつ、それらが並行して実行された時間分だけ前記判定報知演出の終了を遅らせるように構成されたことを特徴とする[1]に記載の遊技機。

[2] の構成によれば、第1と第2の当否判定権のうち、一方の当否判定権の判定報知演出の実行中に他方の当否判定権に基づく大当たり遊技が開始されたときには、その判定報知演出を大当たり遊技と並行して同時に実行すると共にその同時に実行された時間分だけ判定報知演出の終了を遅らせるから、遊技者は、他方の判定報知演出の成り行きを気にすることなく、大当たり遊技に集中して取り組むことが可能になる。

[3]

前記第1の当否判定権による前記大当たり当否判定の当りとして、少なくとも前記大当たり遊技後の遊技状態を前記大当たり当否判定の当り確率が比較的高い確変状態にすることが可能な確変取得容易大当たりと、比較的低い非確変状態にすることが可能な確変取得困難大当たりとが設けられる一方、前記第2の当否判定権による前記大当たり当否判定の当りとして、少なくとも前記確変取得容易大当たりが設けられ、

前記第1の当否判定権による前記大当たり当否判定の当りよりも、前記第2の当否判定権による前記大当たり当否判定の当りの方が前記確変取得容易大当たりになり易いことを特徴と

する〔2〕に記載の遊技機。

〔3〕の構成によれば、本構成の遊技機では、当否判定権に基づく大当たり遊技が行われた場合には、その大当たり遊技の実行後の遊技状態が、大当たり当否判定の当り確率が比較的高い確変状態か、大当たり当否判定の当り確率が比較的低い通常遊技状態になるように構成されている。そのため、非確変状態で当否判定権が当りになることは、大当たり遊技の実行後に確変状態に引き上げられ得るチャンスになるが、確変状態で当否判定権が当りになることは、大当たり遊技の実行後に非確変状態に転落し得るピンチになり得る。そして、本構成の遊技機では、第1の当否判定権による当りよりも、第2の当否判定権による当りの方が確変取得容易大当たりになり易い、即ち、第2の当否判定権による当りよりも第1の当否判定権による当りの方が非確変状態に転落し易いので、この第1の当否判定権による当りが外れ制御手段によりキャンセルされることは、遊技者にとってピンチを回避したことになる。これにより、本構成の遊技機では、第1の当否判定権による当り及び外れ制御手段によるこの当りのキャンセルが遊技者に有利を意味するか、それとも不利を意味するかを遊技状態によって変化させることが可能になり、遊技に起伏をつけて趣向性の向上を図ることが可能になる。

〔4〕

前記確変状態中は前記第2の入賞口への前記遊技球の入賞を容易にする一方、前記非確変状態中は前記第2の入賞口への前記遊技球の入賞を困難にする入賞切替手段が備えられたことを特徴とする〔3〕に記載の遊技機。

〔4〕の構成によれば、非確変状態中は第2の入賞口への遊技球の入賞が困難なので、遊技者に第1の入賞口への入賞を狙わせることが可能になる。また、確変状態中は第2の入賞口への遊技球の入賞が容易であり、かつ第1の入賞口への入賞で当りになることは大当たり遊技の実行後に非確変状態に転落し得るピンチになるので、遊技者に第2の入賞口への入賞による当りを狙わせることが可能になる。これらにより、遊技者に遊技状態によって第1と第2それぞれの入賞口に対する打ち分けをさせることができになり、趣向性の向上を図ることが可能になる。

〔5〕

保留されている前記第1の当否判定権に当りが含まれている場合に、その当りによる前記大当たり遊技の実行前迄の残り時間に対応した残時間の減少状況を表示する残時間表示部を備えたことを特徴とする〔3〕又は〔4〕に記載の遊技機。

〔5〕の構成によれば、保留されている第1の当否判定権に大当たり当否判定の当りが含まれている場合には、将来、その当りによる大当たり遊技の実行後に、現在の確変状態が、非確変状態に引き下げられる可能性がある。そして、保留されている第1の当否判定権に基づく大当たり遊技が開始されるまでの残り時間に関連した表示残時間が、時間演出手段で表示され、その表示残時間が、第1の当否判定権の判定報知演出の実行に伴って徐々に減らされるから、確変状態が終了し得る（非確変状態に切り替わる）ピンチの到来が、刻一刻と迫ってくる緊迫感を遊技者に与えることが可能になり、趣向性の向上を図ることが可能になる。

ここで、第1の当否判定権に基づいて判定結果が外れとなる判定報知演出を行っている間に、第2の当否判定権に基づく大当たり遊技が開始されると、その大当たり遊技の実行時間分だけ第1の当否判定権に基づく判定報知演出の終了が遅くなり、その分、保留されている「当り」の第1の当否判定権の使用が先延ばしになる。即ち、確変状態が終了し得るピンチの到来を遅らせることができる。

そして、大当たり遊技の間、表示残時間の減少を止めておくようになしたり、再開後、当りとなる第1の当否判定権の判定報知演出が開始されるまでの間の所定のタイミングで、表示残時間に延長時間（大当たり遊技の実行時間）を加算するように構成すれば、表示残時間に対応した時間演出手段の表示によって、確変状態が終了し得るピンチの到来が延期されたことを遊技者に分かり易く報知することが可能になり、趣向性の向上を図ることが可能になる。なお、「表示残時間を表示する」とは、確変状態をそのまま数値で表示することに留まらず、時間変化を、例えば、グラフや、色の変化によって表示することを含む意味

である。

[6]

前記第 1 の当否判定権の前記判定報知演出の実行期間に比べて、前記第 2 の当否判定権の前記判定報知演出の実行期間が短く設定されたことを特徴とする [1] 乃至 [5] の何れか 1 に記載の遊技機。

[6] の構成によれば、第 1 の当否判定権の判定報知演出の実行期間に比べて、第 2 の当否判定権の判定報知演出の実行期間が短く設定されかつ、確変状態では、第 1 の始動口より第 2 の始動口に遊技球が容易に入賞可能となっているから、第 1 の当否判定権の判定報知演出を 1 回行う間に、第 2 の当否判定権の判定報知演出を複数回行うことが可能になる。その複数回の判定報知演出の中に、当りとなる判定報知演出が含まれていれば、その当りに基づく大当たり遊技の実行時間分だけ第 1 の当否判定権の判定報知演出の終了が遅くなり、その分、第 1 の当否判定権の消化を遅らすことが可能になる。即ち、第 1 の当否判定権の判定報知演出の終了を遅らせることで、その分、確変状態を引き延ばすことが可能になる。

【手続補正 18】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図 11

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図 11】

